



Title	外国語教育における到達度評価制度について : CEFR 初版2001から2018補遺版CEFR-CVまで
Author(s)	真嶋, 潤子
Citation	外国語教育のフロンティア. 2019, 2, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71878
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

外国語教育における到達度評価制度について

～CEFR初版2001から2018補遺版CEFR-CVまで～

An Achievement Assessment System in Teaching of Foreign Languages:
From CEFR 2001 to CEFR-Companion Volume 2018

真嶋 潤子

Abstract

This paper explains the background and the contents of the Common European Framework of Reference for Languages (CEFR) (2001) published by the Council of Europe, Strasbourg, followed by an additional volume to the CEFR 2001, the CEFR-Companion Volume (2018). The School of Foreign Studies of Osaka University started to adopt the Achievement Assessment System, with reference to the CEFR in providing the achieving goals of all twenty-five major language programs. The background and the features have been discussed for better understanding of the CEFR-CV, which will hopefully lead the students to improved proficiency in their target language.

キーワード：言語能力、評価、CEFR、CEFR-CV

1. はじめに

CEFR-Companion Volume (CEFR-CV) という230ページを越える文書が、2017年9月に欧州評議会 (CoE: Council of Europe) のサイトで公開された¹⁾。これは2001年に出版されたCEFRに十分記述のなかった項目や、時代によりニーズの変化した点に対応すべきことを補充し、重要概念のわかりやすい説明を加え、新たに「Mediation 仲介²⁾」の解説とレベル別能力記述文を提案したものである。重要概念の説明部分は、それによって「複言語・複文化主義」の言語教育・言語学習を進めていくための、指針でもある道具をまとめたものであり、読みやすさやわかりやすさ (readability) を心がけたそうである (CoE 2018ほか)。

本学外国語学部の外国語教育 (専攻語教育) においては、2006年度以来、大阪外国語大学から大阪大学に統合された2007年以降も外国語学部の『学生便覧』に毎年掲載される「到達度評価制度」を継続しているが、そこでは、25言語の専攻語ごとにCEFRを参照した到達度目標が、学年毎、技能別に記載してある。本稿では改めてCEFRについて理解を共有し、その補遺版とも言えるCEFR-CVを紹介して、今後の外国語教育を考えるための資料を提供することを目的とする。

まず次節で、CEFRの概略を紹介し、本学での活用について説明した後、欧州評議会 CoE

によるCEFR-CV (2018) の狙いと特徴を紹介する。それによって、グローバル化した現代の「移動する学習者」にも対応できるように考えられたCEFR-CVを理解して活用するための参考になれば幸いである。

2. CEFRの背景と現状

フランスのストラスブールに本部を置く欧州評議会 (Council of Europe) では、2001年に「Common European Framework of Reference for Languages ヨーロッパ言語共通参照枠 (以下略してCEFR)」という文書が、過去数十年の研究蓄積をもとに発表された。「CEFR」というのは英語の略称で、日本語でも「シー・イー・エフ・アール」あるいは「セフアール」と発音されて言及されている。同時期に発表されたフランス語版では、Le Cadre européen commun de référence pour les langues - Apprendre, Enseigner, Évaluer (CECRL)、少し遅れて出たドイツ語版では Der Gemeinsame Europäische Referenzrahmen für Sprachen (GER) と呼ばれている。

CEFR (2001) の発表から今年2018年まで17年の年月が経ち、その間CEFRはヨーロッパ域内だけでなく、域外の外国語教育でも広く受け入れられ、高く評価され、利用や実践が進んできている。発表後もしばらく「ヨーロッパの話だから、日本には関係ない」と冷ややかに見る向きも少なからずあったが、日本でもNHKテレビ・ラジオの語学講座の中で、英語講座では2017年からCEFRの枠組みを取り入れた番組一覧表を作成し、参照するのに利用されている³⁾。また文部科学省も大学入試英語を検討する中で、いわゆる外部資格・検定試験とCEFRとの対照表を作成して、参照するほどに、日本でも受容されてきたと言えるだろう⁴⁾。(真嶋 2018)

3. CEFRの概要

CEFR (2001) は欧州評議会 (Council of Europe: CoE) の言語政策部門 (Language Policy Division)⁵⁾ が作成したものである。二度の世界大戦で荒廃したヨーロッパでは、欧州域内の平和を希求し人権・文化・言語に関する加盟国の共通の政策を打ち出すために、最初は6カ国で欧州協議会 (European Council) というものを創設し、その後 (1949年) 名称も欧州評議会 (Council of Europe) にして、安全保障 (軍事) と経済以外の分野での様々な施策を推進してきた⁶⁾。

欧州評議会の目的のためには、加盟国の人々が相互にコミュニケーションすることを容易にすることが重要課題であるという共通認識に基づき、30年以上の研究の成果として、2001年にCEFRが発表された。CEFR (2001) とは「シラバス、カリキュラムのガイドライン、試験、教科書、等々の向上のために一般的基盤を与える」(1.1) 目的で、欧州評議会 (Council of Europe) 言語政策部門により発表された9章からなる文書である。英語とフラ

ンス語で作成されたCEFRは、その後日本語も含む40言語に訳出され、CoEのホームページから無料ダウンロードが可能である。

CEFRの理念として掲げられていることは、主に以下の通りである。

- ・ヨーロッパ域内の人的交流の促進
- ・生涯学習としての言語教育・学習
- ・民主的ヨーロッパ市民のアイデンティティの形成
- ・複言語主義Plurilingualism
- ・少数言語の尊重

これらが出てきた背景には、当然ながら時代背景も関係しており、経済や技術の発展により人や物の移動や交流が激増する中で、ソ連崩壊による政治状況の変化を受け、(経済的な課題は欧州評議会の所掌事項ではないが、それを側面支援する意味で)世界の他地域との影響力のバランスも意識した上で、「欧州連合(EU)」を視野に入れた欧州内の結束を求める声があったことは確かだろう。ソ連崩壊後の旧東欧諸国が西欧に仲間入りしようとするのを歓迎し、地域の安定を支える姿勢は、CEFRにも「民主的ヨーロッパ市民のアイデンティティを形成」することを推奨することにより記載されている。

そのために、英語などの「大言語」だけでなく話者数の少ない少数言語も、言語としての価値は同じであり尊重されるべきであるという姿勢をとる。また社会に色々な言語のモノリンガルのグループを多く包摂している社会的マルチリンガルの状況から、皆が母語話者レベルを目指す必要はないが、各自が自分の必要な言語を必要なだけ身につけて、そして個人が複数言語を使って社会的行為をする人になるのだという「複言語・複文化主義」を主張している。

この「言語学習者の部分的能力を認める」「みんなが目標言語の母語話者を目指す必要はない」という考え方は、言語教育観としては革新的である。また、学習者観も、従来の外国語学習者を「知識を持たない空っぽの人」と見るのではなく、世界に関する知識も経験も他言語能力も持った「社会的行為者(Social agent)」であり、学習内容や計画にも考えをもった「自律的学習者⁷⁾」とみなすことで、言語教育観も大きく変わってくる。すなわち、教師の仕事は学習者に「与えるべき言語知識」を提供すれば良いだけではなく、学習者が目標言語でそれぞれの目的に合った社会的行為ができるようになるように指導または支援することであるという考え方である。

CEFR-CVで明示されたCEFRの背景的な考え方が非常に興味深いのだが、大きな理念的哲学的な柱として誤解を恐れず大きく言うと、本質主義的な言語教育の考え方から、社会構築主義的な考え方への大転換が含まれていることを指摘しておきたい⁸⁾。

4. CEFRを貫く方針

CEFRは上述したように日本でも受容されるようになってきて、様々な意見や批判も目にするようになった。その中には、「CEFRを作った人たちはヨーロッパ言語しか知らず、日本語のことがわかっていない（ので日本語教育には当てはめられるはずがない）」とか、「漢字をどう教えるかについて考えられていない（ので使えない）」とか、「CEFRの6レベルの分け方が均等でない（ので信頼できない／使えない）」といったものもあり、それらはCEFR自体の問題と言うよりは、その利用者の側の問題のように見える。CEFRの理念や方針を誤解したり知らないまま批判されることがあるようである。筆者が個人的にもCEFRの魅力だと考えているCEFRを貫く方針について、真嶋（2018）の該当部分を一部引用して次に紹介する。

2001年当時欧州評議会言語政策部門の専門スタッフのトップであったパンティエ（J. Panthier）氏によると、彼らの基本方針として、「言語政策部門の行う施策やプロジェクトは、全て公開しており、HPから誰でも読むことができる」という「公開性 openness」を基本的な運営方針としているとのことで、筆者には非常に新鮮であった。

ここで、CEFRを貫く方針を示す3つのキーワードを紹介しておきたい。すなわち「一貫性 coherence」「透明性 transparency」そして「共通性 commonality」である。上述の「公開性」ということは、「透明性」と重なるが、中からも外からも、何を目指してどう進もうとしているのかの道筋が、隠し事なく公開されており透明であることが重要だと考えられている。

2000年当時、「不透明」「非公開」「誰が決めたのかわからない慣習」が多く言わば暗闇の中で「新しい外国語教育のための改革」を求められ、困惑していた筆者の本務校にとっては、この欧州評議会言語政策部門の持つ方針が極めて魅力的であり、筆者は個人的にも随分勇気づけられ鼓舞されたものである。同時に、ヨーロッパという地域で、これまでそういう姿勢で共通の言語政策を打ち出すことがなかったということも、驚きではあった。

このような方針で作成されてきたCEFRは、では読者にCEFRをどう受け止めてもらおうとしているのか、ここでCEFRに明言された姿勢を紹介しておきたい。

- ・読者（CEFRのユーザー）は、自分の置かれた教育現場によってその内容を選択的 selective に使用することが期待されている
- ・CEFRは、言語教育で「何をすべきか、どうすべきかを指示しようとは考えていない」（序章；2）
- ・「言語教育に関する問題を考えるのに、ありうる選択肢を示し、当事者が熟考 reflect しやすいように枠組みを示すもの」

ここからわかるのは、言語教育現場の主体はあくまでもその現場の当事者であり、CEFR

とそれを作成した人達は、何も「強制しない」し指示もしないということである。しかし CEFR のユーザー（あるいは読者）のために、言語教育の現場を良くしようとする際に参照できるもの（参考書、ガイドライン）を非常な労力をかけて作成し提供しているのである。権威ぶらず⁹⁾、現場の関係者の利用に供することに徹している。逆に、事情の異なる個々の教育現場で最良の教育実践というのは、現場の担当者の仕事であり責任であることを再確認してもいるわけである。

しかし、CEFR を読めば、言語教育の成果がすぐ上がる方法を求め、最良の教授法はこれだと教えてもらえらると思ったり、具体的ハウツー本、あるいはマニュアルとしての期待を抱いた読者はがっかりすることになる。かなり抽象度の高い議論が展開されているので、「これを読んでもどうしたら良いのかちっともわからない」「これは使い物にならない」「難しく何を言っているのかわからない」と、CEFR の発表直後は筆者の専門である日本語教育の関係者からも不満の声を耳にすることがあった。

繰り返しになるが、CEFR は、トップダウン式に言語教育関係者に「こうしなさい」と命令したり「こうすべきだ」と指示したりはしない。多様な教育現場のことを最もよくわかっていて責任もあるのは、現場の当事者（教員やプログラム・コーディネーター、言語教育行政関係者、テスト開発者等）である。その仕事をしやすいように、同業者と議論したり知見を共有したりするための指針・ガイドラインを提示したり、選択肢を示したりするのが CEFR であり、目標言語や学習者が異なってもその言語教育実践を語り合うための「共通言語」「メタ言語」として CEFR はあると考えると良いのではないだろうか。

現場の関係者の間で、外国語教育を論じるのに「共通言語」がなく、話し合いができないという（言語教育の進展を望む専門家集団としては）皮肉な状況（言葉が通じない）がずっと続いていたことに対しては、その改善のために、議論のための共通言語（CEFR）を供するというわけであり、これは筆者にとっては待たれていた福音とも感じられたのである。CEFR の開発者たちの、CEFR によって人々が考えを共有し、意見を交わすことができ、相互理解を深めることができるという信念に基づいている。（pp.254-255）

5. 本学での活用

本学外国語学部（旧大阪外国語大学）では、全国の外国語大学に先駆けて CEFR を学部の 25 専攻語の教育のために 2006 年より正式に参照してきており、2007 年に大阪大学と統合した後も、「到達度評価制度」は引き継がれ改訂され、今日に至っている。

個人的な経験になり恐縮だが、私が CEFR に出会ったのは、旧大阪外大に赴任してしばらくして有志の勉強会である外国語教育研究会（代表はドイツ語の友田舜三先生）に参加していた時である。CEFR が 2001 年に出版される 3 年程前で、当時の大阪外国語大学（2007 年に大阪大学と統合した）で、その後の国立大学法人化と大学統合を前に、外国語学部の

25専攻語の改革を検討するための「教育推進室」のメンバーに入れてもらったご縁がある。外国語教育の「改革を検討する」ことになったが、25の専攻語はそれぞれバラバラで、共通に話し合うプラットフォームも共通言語も共有する認識もなく困っていたところ、CEF (当初そう呼ばれていた)に出会うことができたのである。私は「これだ！こういうものを探していたのだ！」と大変感激したのを覚えている。

どんな時も「改革」「変革」に抵抗する現状維持勢力はあるものだが、当時25専攻語の教育は「性善説」に立って、専攻語教育の内容には互いに口を挟まないというような姿勢や空気があったことは確かである。私は当初よりCEFRという新しい枠組みに対して、「上からの押しつけだ」とか「今あるものを変えるのは嫌だ！めんどうだ」といった悲観的、消極的な捉え方ではなく、教育現場と実践を改善・発展させる新しい道具が提供された、と積極的建設的にとらえる立場に立ちたいと思って、旧大阪外国語大学外国語学部の25専攻語の「到達度評価制度」にCEFRを参照する事にも非力ながら進め協力してきたつもりである。自分自身の興味関心ということもあったし、自分の専門からしても、何かお役に立てるならと考えた。またヨーロッパ、特にドイツに個人的なご縁があったことも、CEFRに関するCoEの動きを調査、観察するのに適した位置にいたように思う。ここに至る経緯については、真嶋(2007)などでも報告した¹⁰⁾が、今も本学外国語学部新入生への『学生便覧』にも25専攻語の4年間の到達度目標(CEFR準拠のレベルを含む)が掲載され、それを教員も学生もほとんど当然視していることを、ひとまずは嬉しく思っている。

当時の情勢として、法人化や大学統合を視野に入れて「改革」が求められていたタイミングも良かったのだと思うが、25専攻語で足並みをそろえて、CEFRの枠組みを参照した「到達度評価制度」ができたことは、同僚の先生方の熱心で心温まる協働作業がなければ不可能であった。そのお蔭で、文科省の高い評価も受け、他大学の関係者からも感心され、憧憬の目で見られることもしばしばであった。しかし、形はできたが、これが「改革のための改革」ではなく、実質的な受益者であるはずの学生たちの専攻語の能力が、改革前よりも上がっていたり、専攻語の教育・学習に対する満足度が上がることにつながるものが肝要であることを見失ってはいけないと思っている。

6. CEFR Companion Volume 2018 から見るCEFRの深化

次にCEFR Companion Volume 2018が作成された経緯について、本学外国語学部の有志を中心としたグループも参加した補遺版作成プロジェクトも含め、説明した後で、CEFR-CVの特徴と意義について述べる。

6.1 CEFR Companion Volume 2018の作成経緯

CEFR 初版に無かったもので今回特に重視されていて、関係者の注目を集めているのは、「Mediation 仲介」の活動と方略についてである。CoEでは2014-2016年にこの仲介活動のレベル別能力記述を作成し精緻化するためにプロジェクトを立ち上げ実施した。

中核になるメンバー、専門家と機関、それに世界各国から1000名を超える協力者の参加を得て、今回の追加版の内容の妥当性を検証したという。CEFR 補遺版作成の過程は以下の通りである。

- 第1ステージ 2014-2015： CEFRに能力記述文のない所を明確化
- 第2ステージ 2015-2016： 能力記述文の仲介Mediationの部分の文案作成
- 第3ステージ 2015-2016： 音声面の記述作成
- 第4ステージ 2014-2016： 年少者への能力記述の作成（調整）

本学言語文化研究科と外国語学部の教員と学生を中心とした有志グループで、第2ステージのプロジェクトに参加した。3回のワークショップに参加した人にはCoEから修了証が授与された¹⁾。

6.2 CEFR Companion Volume 2018の特徴

新しい文書には、初版の記述を「改訂（アップグレード）した」ものと、新規で加えられたものがある。改訂されたのは能力記述のいくつかの部分（CEFR 第4章、資料・付録7）で、C2の記述があるが、A1からC1の記述にはほとんど修正はないという。

新しく加えられたのはレベルに関することと、音声面の力、そして「仲介Mediation」の項目が加わったことが大きい。まずレベルについては、「Pre-A1」という初級レベルと、B1とB2の間に「B1+」または「B1.2」と呼ばれるレベルが立てられた。それ以外に、「複文化」「複言語」についての説明、文学（創作文と文学）についての記述、さらに近年ますます重要性の増して来た「ネットの会話や議論（Online）」についての記述も加えられた。その他に「手話」についても2018年1月に追加されている。並行して、年少者（7歳から15歳の学齢期の学習者）のための能力記述を作成するプロジェクトも進められているという。

この新しく加えられた事項の中で、最も大きい改革・進歩は「仲介Mediation」の能力記述であろう。これは、本学の外国語教育についても、多いに関係すると思われるので、次節で少し詳しく紹介する。

6.3 「Mediation 仲介」の能力記述

CEFR-CVの仲介Mediationの説明文（30ページ分）の目次は以下の通りである。その次に波線部の具体的な能力記述を紹介する。

6.3.1 仲介Mediationの説明文の目次

仲介活動

テキストを仲介する

- ・ある種の情報をリレーする
- ・情報を説明する
- ・テキストを処理（プロセス）する
- ・書かれたテキストを口頭で訳す
- ・書かれたテキストを書いて訳す
- ・ノートを取る（講義、セミナー、会議等）
- ・創造的なテキスト（文学を含む）に個人的な反応（感想）を表現する
- ・創造的なテキスト（文学を含む）の分析と批評

概念を仲介する

- ・クラスメートと一緒に話し合うのをサポートする（ファシリテート）
- ・意味を概念化するのに協働する
- ・グループディスカッションを運営する
- ・概念的な話を激励する

コミュニケーションを仲介する

- ・複文化の場をファシリテートする
- ・（友人や同僚との）インフォーマルな場面での仲介者として活動する
- ・微妙な場面や合意に至っていない場面をファシリテートする

仲介のストラテジー

新しい概念を説明する方略

- ・既有知識に結びつける
- ・言語を適応させる
- ・複雑な情報を分割する

テキストを単純化する方略

- ・濃いテキストを広げる（解きほぐす）
- ・テキストを線状化する

6.3.2 仲介活動の能力記述の例

次の表に、「仲介Mediation」の中の「書かれたテキストを口頭で訳して伝える（仲介する）」という活動のレベル別能力記述を訳しておく。この仲介活動をみると、大学の外国語の授業も比較的イメージしやすいかもしれない。これは読む力と話す力という言語の4技

能で言うと、複数の技能にまたがるものなので、既存の4技能別の能力記述ではカバーできるものではなく、そのために、CEFR-CVでは「言語の4技能」の考え方を進化させて、言語の技能を「受容(聞く・読む)」「産出(話す・書く)」「インターアクション」「仲介 Mediation」の4つにする新しい考えを提示している。これはCEFRの理念に基づく言語観、言語教育観の変化にも関係することであるが、この辺りのことは、稿を改めて詳述できればと思っている。

表1 書かれたテキストを話し言葉で訳す仲介活動(訳は筆者)

共通参照レベル	能力記述
C2	個人的、学術的または専門的な関心を持つ幅広い範囲のテーマについて、言語Aで書かれた抽象的な文章を、言語Bの流暢な話し言葉で翻訳できる。その際、ニュアンスや含意も含んで、評価的側面や議論になる点もうまく伝えることができる。
C1	一般的なあるいは専門的なテーマについて、言語Aで書かれた複雑な文章を、言語Bの流暢な話し言葉で、ほとんどのニュアンスを把握しながら通訳できる。
B2	自分の職業的、学術的または個人的な関心のあるテーマの情報や議論を含み言語Aで書かれた文章を、言語Bの話し言葉で伝えることができる。
B1	自分の職業的、学術的または個人的な関心のあるテーマの情報や議論を含み言語Aの標準語で書かれた複雑ではない文章を、言語Bの話し言葉で伝えることができる。 自分に親しみのある個人的な関心のあるテーマについて言語Aで明確な構成で書かれた文章を、言語Bの話し言葉で、時として語彙不足で難しくても、概略伝えることができる。
A2	言語Aの短く単純な日常的な言葉で書かれたテキスト(例:パンフレット、注意書き、指示書、手紙やメール)を、言語Bの話し言葉で大まかな通訳ができる。 言語Aの短く単純な日常的な言葉で書かれたテキスト(例:身近な話題についての注意書など)の重要な点をだいたい捉えて、言語Bの話し言葉で単純で粗くても通訳ができる。 言語Aの単純な文で書かれた親しみのある日常的なルーティンの情報(例:個人的なお知らせ、短い話、指示、注意や説明など)を、言語Bで単純で荒くても話し言葉で伝えられる。
A1	標識、看板や注意、ポスター、チラシなどに言語Aで書かれた日常的で単純な単語や句を見て、単純で荒くても言語Bの話し言葉に訳せる。
Pre-A1	(能力記述は出せない。)

表1に、CEFR(2001)では提示されていなかった仲介 Mediation 活動の一部の能力記述(Can-do statements)を紹介しておく。本稿の多くの読者は、大学という高等教育機関で外国語を教えていると想像するが、そのような外国語教育の場というものは、考えてみれば、グローバル化による「移動の世紀」とも言える世界の外国語学習者全体から見ると、ごく少数のグループである。CEFR-CVが深化していると思われるのは、時代の要請に答えられる言語教育・言語学習の関係者のどんな人にも参照されうる枠組みであり道具であるため

に、広い視野で考えられているところである。表1を見ると、「行動中心主義 Action-oriented approach」の新しい考えも、伝統的な(本質主義的な)「文献訳読」のような教え方・学び方も、いずれも排除されず包摂されていると思えるところが新しい。

7. おわりに

本稿では、本学外国語学部における専攻語教育の「到達度評価制度」で参照している「ヨーロッパ言語共通参照枠CEFR」(2001)と、その補遺版CEFR-Companion Volume (2018)を紹介した。CEFR-CVの作成に携わった人たちは、様々な批判に対応しながら、時代によって変化する学習者のニーズをよく理解して自律した学習者を育て、必要な言語社会活動ができるように指導することの大切さを説いている。これまでの外国語教育のやり方や伝統を、全否定するのではなく、言語教育に関わる教員や政策立案者、学習者も含めた関係者がコミュニケーションを深められるよう、ネットワークの大切さを説いている。関係者間で「CEFRという共通言語」があること、能力記述文という共通指標があることで、目標言語の違いや国や地域の違い、また学校種の違いを超えて、コミュニケーションできることは、素晴らしいことだと思う。この道具をどう現場に生かすかは、私たち言語教育の実践者の資質にかかっていると思っている。

注

- 1) その後2018年2月に書き直され現在に至っているため、公式には2018年の出版物として記載する。
- 2) Mediationの和訳には定訳がまだない。「仲介」とするものと「媒介」とするものがある。CEFR-CVの本文を見ると、翻訳・通訳に代表される活動を含むが、広く「概念のMediation」を含む活動やそのための方略も含み、言語間だけでなく、言語内でも起こる。言葉や概念理解を促進する“bridging”だと説明されているので、「橋渡し」「架け橋」「架橋」と訳すことも可能かもしれない。本稿ではCEFR(2001)の和訳(吉島ほか 2004)に従い「仲介」と訳しておく。
- 3) 「NHK英語講座レベル一覧」<<https://eigoryoku.nhk-book.co.jp/cefr>>
- 4) 文部科学省のサイトに掲載されている。<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/1402610.htm>
- 5) 発表当時の名称である。現在は組織が改変されている。
- 6) ヨーロッパ域内の外交、安全保障(軍事)、経済面を担うのは、1993年に発効したマーストリヒト条約に基づく欧州連合(EU: European Union)であり、欧州評議会とは別組織である。ただ、CEFR(2001)の発表後に欧州連合理事会決議(European Union Council Resolution)で、CEFRを言語能力の認証制度に利用することを推奨したので、「EUのCEFR」と誤解されている向きもあるようである。
- 7) CEFRで言う学習者の自律性 learner autonomyは自立 independenceとは異なる概念である。学習者が、自分の学習目的、目標に意識的になり、学習内容や学習方法も考えたり選択したりし、責任も持つことである。そのような自律性を育てることも、外国語教育現場では大切だとされている。
- 8) 詳細は別稿に譲るが、E. Piccardo(2018), B. North(2018)などでも説明されている。
- 9) CEFR(2001)の作成者の一人、故John Trimm氏との会話で「CEFRは聖書でもなければ、石に彫っ

であるわけでもない。現場に最善になるように使ってもらえば良い」と言われたのが印象的であった。(Cambridge で2008年に行われたALTEの会議の際の個人的会話による。)

- 10) CEFRを参照するに至った経緯や目的、その後の運用については友田(2002)、真嶋(2007、2010ほか)を参照されたい。
- 11) CEFR-CV(2018)のAcknowledgementのところ、日本から補遺版作成プロジェクトに参加協力した4つの組織の一つとして、大阪大学外国語学部の名前が掲載されている。また本学から参加した13名には、稿末資料のような参加証が送られて来た。

参考文献

奥村三菜子、櫻井直子、鈴木裕子編

2016 『日本語教師のためのCEFR』くろしお出版

友田舜三

2002 「外国語学習課程における「到達目標の明示と到達度評価」の意義 - 「言語のためのヨーロッパ共通基準枠」を参考にして -」大阪外国語大学語学教育研究会(代表: 友田舜三)『多文化共存時代の言語教育(3)平成13年度教育研究学内特別経費プロジェクト研究成果報告書』大阪外国語大学 pp.23-40

真嶋潤子・山崎直樹編

2007a 「本学からの発信」『日欧国際シンポジウム報告書 これからの外国語教育の方向性 - CEFRが拓く可能性を考える -』大阪外国語大学教育推進室 pp.3-5

2007b 「パネルディスカッション報告」『日欧国際シンポジウム報告書 これからの外国語教育の方向性 - CEFRが拓く可能性を考える -』大阪外国語大学教育推進室 pp.81-95

真嶋潤子

2005 「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEF)の受け入れ状況の一研究 - ドイツの言語教育機関における聞き取り調査より -」『日本語講座年報2004-2005』大阪外国語大学日本語講座

2006a 口頭発表「本学からの発信」、パネルディスカッション・モデレーター「これからの外国語教育の方向性 - CEFRが拓く可能性を考える -」『日欧国際シンポジウム』平成17年度文部科学省海外先進教育実践支援採択プロジェクト「国際標準・言語教育到達度評価制度の構築」主催: 大阪外国語大学 於: 大阪国際会議場(グランキューブ大阪)(2006年3月5日)

2006b 「日本の一大学における到達度目標制度からテスト開発の実践研究 - CEFRを参照する試み -」『第5回国際日本語OPIシンポジウム』発表予稿集 ベルリン日独文化センター

2006c 「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEF)と言語教育現場の関連づけの一研究 - ある日本語コースの質的研究 -」『ヨーロッパ日本語教育10 2005日本語教育シンポジウム 報告・発表論文集』ヨーロッパ日本語教師会 pp.177-182

2007a 「言語教育における到達度評価制度に向けて - CEFRを利用した大阪外国語大学の試み -」『問谷論集』創刊号 日本語日本文化教育研究会 pp.3-27

2007b 「〔平成19年度日本語学校教育研究大会シンポジウム〕日本語教育スタンダードと教育実践」2「言語教育スタンダードに向けた大学の試み」『日本語教育振興協会ニュース』No.98 pp.37-46

- 2009 「2008年度秋季大会シンポジウム報告 CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠) のインパクト 「日本の一大学における CEFR 参照の試み」 “*Revue japonaise de didactique du français*,” vol.4, n.1, *Études didactiques* 日本フランス語教育学会学会誌編集委員会 pp.180-181
- 2010a 「大学の外国語教育における CEFR を参照した到達度評価制度の実践 -- 大阪大学外国語学部の事例を中心に」『外国語教育フォーラム』第4号 金沢大学, pp.3-12
- 2010b 「CEFR における評価とアセスメント」佐藤慎司・熊谷由理編『アセスメントと日本語教育 - 新しい評価の理論と実践-』くろしお出版 pp.19-43
- 2010c 「日本の言語教育における「欧州言語共通参照枠 (CEFR)」と「能力記述 (Can-Do statement)」の影響 - 応用可能性に関する一考察」[English text: Impact of can do statements/ CEFR on language education in Japan: On its applicability”] M.G. シュミット他編『日本と諸外国の言語教育における Can-Do 評価 - 欧州言語共通参照枠 (CEFR) の適用-』朝日出版社 pp.58-79.
- 2015 「グローバル人材育成と日本語教育」『ドイツ語教育』第19号 日本独文学会ドイツ語教育部会 pp.53-55
- 2018 「CEFR の国内外の日本語教育へのインパクト」泉水浩隆編『南山大学地域研究センター共同研究シリーズ 10 ことばを教える・ことばを学ぶ-複言語・複文化・ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) と言語教育』行路社 pp.249-274
- モロウ、K. 編 和田稔他訳
2013 『ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) から学ぶ英語教育』研究社 [Morrow, K. (Ed.) 2004 *Insights from the Common European Framework*, Oxford University Press]
- 吉島茂、大橋理恵 他訳編
2004 『外国語教育 II : 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』朝日出版社
Byram, M. and L. Parmenter (Eds.)
2012 *The Common European Framework of Reference; The Globalization of Language Education Policy, Multilingual Matters.*
Council of Europe, Language Policy Programme
2017 “Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment -Companion Volume with New Descriptors, Provisional Edition,” Strasbourg, France.
<<https://rm.coe.int/common-european-framework-of-reference-for-languages-learning-teaching/168074a4e2>> (Last access on October 4, 2018)
- Council of Europe, Language Policy Programme, Education Policy Division, Education Department
2018 “Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment, Companion Volume with New Descriptors. <<https://rm.coe.int/cefr-companion-volume-with-new-descriptors-2018/1680787989>> (Last access on October 4, 2018)
- North, B.
2014 *The CEFR in practice*, Cambridge University Press.
- Piccardo, E.
2018 “Mediation: theoretical underpinning of plurilingual inclusive education” presented as the invited colloquium “From Language Policy to Pedagogical Practice: The Role of Mediation and Plurilingualism in Language Education”. LPP Conference 2018, at OISE, University of Toronto.

〈資料〉

		
<h2>CERTIFICATE OF PARTICIPATION</h2>		
<p>Dr. Ms. Junko Majima</p>		
<p>participated in all three of the half-day international workshops organised by the Council of Europe in 2016 with a view to validating a set of descriptors of language proficiency, in particular for mediation activities and strategies, to complement those already available in the <i>Common European Framework of Reference for Languages</i> (CEFR). The tasks consisted of giving feedback on the quality and formulation of 50-70 descriptors, estimating the level of proficiency required to do what was defined in the descriptors, and using the descriptors for assessment.</p>		
		
<p>Johanna Panthier Head of Section Language Policy Unit Strasbourg, 16 December 2016</p>		
<p>Language Policy Unit DG II - Department of Education Council of Europe F-67075 Strasbourg Cedex</p>	<p>Tel: +33 (0)3 88 41 33 33 E-mail: languagepolicy@coe.int</p>	<p>www.coe.int/lang</p>